仕様書等に関する質問及び回答

入札番号	電－９	件　　名	和歌山市勤労者総合センターで使用する電力の調達

担当（回答）課	産業交流局産業部産業政策課

No.	質　問　事　項	回　答　事　項
1	弊社では料金単価の変動をもたらす燃料費等調整の仕組みを導入していないため、燃料費等調整が必須の場合は入札に参加することができません。燃料費調整のない固定プランでの応札は可能でしょうか。 ※「燃料費等調整を行わない（請求しない）契約」のみの対応となります。契約期間中に燃料市場等の高騰があった場合でも、弊社から値上げをお願いすることはございません。また、政府による割引（激変緩和処置等）が発生した際には、適切な額を請求額に適応させていただいております。	契約書案第１０条のとおりです。料金の算定には、燃料費調整額を加算することとしていますので、燃料費調整は必須です。
2	市場連動プランでの応札は可能でしょうか。可能な場合、以下の点についてご確認いただけますでしょうか。市場連動プランは、一般的な固定単価契約とは異なり、市場価格（ＪＥＰＸエリアプライス）に応じて電力量料金単価が変動する契約となります。請求項目や料金体系が固定単価契約とは異なりますが、問題ございませんでしょうか。 (ご参考) https://www.jepx.jp/electricpower/market-data/spot/	契約書案第１０条のとおりとなり、市場連動プランには対応していません。
3	２０２６年１１月に各一般送配電事業者による託送供給約款の見直し（託送料金の改定）が予定されております。入札額の算定において、入札書提出時点において公表・適用されている託送供給約款に基づく託送料金を前提として算出する認識でよろしいでしょうか。また、契約期間中（応札後）に託送料金の改定（積算前提とした料金からの変更）が実施された場合、当該改定額相当分について契約単価の変更（協議）は可能でしょうか。	入札日（開札日）において適用される託送供給約款に基づく託送料金で算出してください。なお、契約期間中に改訂があった場合、契約書案第２条第２項の規定に基づき、協議は可能です。